

作成日：R6年7月8日

令和6年度第4回 高松圏域自立支援協議会 権利擁護部会議事録

日付	令和6年7月8日(月)
時間	10:00~12:00
開催会場	高松市社会福祉協議会東館2階会議室
参加機関等	ええる、アイルコート、ほっと、支援センターたかまつ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 計5名

議題1：差別解消法の研修内容について

議事	<ul style="list-style-type: none">・難しい内容ではなく、参加者がわかりやすい内容で構成する。・他の部会でも、差別解消法などの学習を取り入れ始めてきている。・案内対象については、限定せず、全サービスに案内し、どのような種別の方が参加するのか等を分析する機会とする。どのサービスにおいて興味があるのかがわからない。・必須研修ではないため、本当に興味がある事業所が参加するだろう。・定員50名(先着順、1法人につき1名)・市の出前講座30分→グループワーク<ul style="list-style-type: none">※グループワークはファシリテーターを設定せず、自由な意見交換が行える環境とする。部会は複数グループを観察。司会者は設定する。・合理的配慮の好事例を紹介する。免許センターでのルビうち、手話ニュースなど、法整備の前から取り組んでいたこともある。厚労省の資料に好事例が多数掲載されている。・過度な負担の捉え方のばらつき。「できない」だけではなく、なぜ出来ないのか、代替手段などをきちんと説明をすることが必要。・求められることを100%到達しなくてはならないわけではないことを説明することも必要だろう。・障がい当事者だけではなく、事業所が迷った時などに相談できる先の情報
----	--

<p>提供も併せて行うことが必要だろう。(県障害福祉相談所など)</p> <ul style="list-style-type: none">・各部会で差別解消法について、年に1度くらいは話をし、困っていることや対応に迷うこと等について、各部会長から運営会議で報告してもらい、圏域内の事例として当部会が蓄積していくことも要検討。・グループワークの進行統括は、松村さん。事例は物理的な配慮と、関わり方への配慮の2ケースを想定。・案内文作成:相原さん。市から全事業所にメール送信してもらい、申込書はgoogleフォームで集計する。アンケートもgoogleフォームで行う。(アイルコートがフォームを作成)・当日まで、2回は部会を実施する。7月下旬から8月初旬。スケジュールを調整した上で、行政にも打診することとする。・研修当日に担当者が感染する等もあるため、主担当、副担当と2人体制とする。・協議会のホームページに研修の打ち合わせ内容をどの程度アップするのかについては、協議会事務局長と要相談することとなった。

次回未定。